

品川区児童福祉審議会条例

令和6年7月11日条例第33号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、品川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をするものとする。

- (1) 児童福祉法第6条の4第3号に掲げる里親の認定に関する事項
- (2) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項および第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、区長が任命する委員18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童または知的障害者の福祉に関する事業に従事する者および学識経験のある者のうちから、区長が任命する。
- 3 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨

時委員を置くことができる。

- 4 臨時委員は、前項の特別の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童または知的障害者の福祉に関する事業に従事する者および学識経験のある者のうちから、区長が任命する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、区長が任命したときから調査審議が終了するときまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 審議会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長および副委員長が選出されていないときは、区長が審議会を招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 第3条第3項の特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における

前2項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員および臨時委員」とする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

2 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例(平成26年品川区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「品川区児童福祉審議会条例（令和6年品川区条例第33号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会」に改める。

（品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部改正）

- 3 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「品川区児童福祉審議会条例（令和6年品川区条例第33号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会」に改める。